|  |
| --- |
| **注記：お見積り及び審査実施申請を進めるため、このフォームへ完全かつ正確にご記入いただく必要がございます。ご不明な点がございましたら、営業担当者までご相談ください。** |
| **■ 各セクションの初回レビューとガイダンス****お願い：以下の各質問にご回答ください。****また、該当の場合、各セクションのページもご回答ください。(すべての質問にご回答ください。)** |
| 1. 自動車メーカーサプライチェーン内に既存の自動車顧客があり、12ヶ月分の自動車製品のパフォーマンスデータがある。 [ ]  いいえ [ ]  はい

「はい」の場合は、セクション1AとB、セクション2AとBをご記入。「いいえ」又は「不明」な場合は、セクション2C(適合書簡審査)をご記入。 |
| 1. 現在、認証されており、アップグレードを申請したい。 [ ]  いいえ [ ]  はい

「はい」の場合は、セクション2Dをご記入。 |
| 1. 以前に別の審査機関から認証を受けていたことがある。 [ ]  いいえ [ ]  はい

「はい」の場合は、重要な情報と必要な書類について、セクション2Eをご記入。 |
| 1. 現在、別の審査機関から認証を受けており、認証の移転を希望している。

[ ]  いいえ [ ]  はい「はい」の場合は、重要な情報と必要な書類について、セクション12をご参照。注記：認証を移転する意向を現在の審査機関(CB)に通知してください。ただし、インターテックとのすべての移転及び認証活動が完了するまでは、現在の審査機関との契約は解除しないでください。 |
| 1. IATF 16949に加えて、ISO 9001の認証登録証明書が必要である。

[ ]  いいえ [ ]  はい 「はい」の場合は、セクション2Hをご記入。 |
| 1. 「全社登録」の認証構造にて申請したい。(ルール1.1c及び5.3) [ ]  いいえ [ ]  はい

定義：共通の品質マネジメントシステムの下で運用され、拡張製造事業所の有無にはかかわらず、少なくとも2つの製造事業所で構成されていなければならない。「はい」の場合は、セクション3をご記入。 |
| 1. 製造事業所のIATF 16949システムを支援するデザインセンター、本社、倉庫、配送センターなどの支援事業所がある。 [ ]  いいえ [ ]  はい

「はい」の場合は、セクション4Aをご記入。 |
| 1. 認証を取得しようとしているこの製造事業所は、認証をこれから取得しようとしている又はすでにIATF 16949の認証を取得している別の事業所に支援機能を提供している。

[ ]  いいえ [ ]  はい「はい」の場合は、セクション4Bをご記入。 |
| 1. 顧客の拠点において、付加価値サービス活動(追加製造、組立、保証修理など)を行っている。

[ ]  いいえ [ ]  はい「はい」の場合は、セクション4Cをご記入。 |
| 1. この製造事業所の一部とする自動車製品又はサービスの追加製造事業所がある。(拡張製造事業所を伴う単一の製造事業所)

[ ]  いいえ [ ]  はい 「はい」の場合は、セクション10をご記入。 |
| 1. 「製造事業所の一部が自動車製品専用の製造現場」(ゲート条件/5.2h)として適格である。

[ ]  いいえ [ ]  はい 「はい」の場合は、セクション11をご記入。 |
| 1. 審査機関移転情報セクション － 参照情報 (ルール7.1項を参照)

移転資格の要求事項について、セクション12をご参照。 |
| **【セクション1】 事業所情報 (ルール第6版1.0項参照)**認証取得の依頼者とは、関連するすべての製造事業所及びリモート支援事業所・単独リモート支援事業所を含む、考慮しなければならない組織全体と理解されなければなりません。これには、IATF 16949 品質マネジメントシステムを支援する親組織や関連組織が含まれる場合があります。 |
| **A. 認証対象となる製造事業所の所在地**注記：* 対象となる各製造事業所には認証登録証明書が発行されます。(拡張製造事業所及び支援機能参照を除き、複数の製造事業所の認証登録証明書は許可されません)。このセクションでは、認証対象となる事業所の情報のみを示します。※複数の製造事業所にて申請の場合は、別々にフォームをご記入。
* **拡張製造事業所を伴う単一の製造事業所**の場合、要求事項についてはセクション10を参照し、該当する場合は、そのセクションもご記入。

定義：主たる製造事業所とは別々の住所で運営されている1つかそれ以上の「拡張製造事業所」を持つ単一の製造事業所。 |
| **会社/組織の登録/正式名称：** | **日本語：** |  |
| **英語：** |  |
| **住所/漢字：** |  |
| **住所/フリガナ：****(市町村等以降、番地以外)** |  |
| **郵便番号：** |  | **電話番号：** |  |
| **窓口担当：** |  | **役職：** |  |
| **メールアドレス：** |  |
| **B. 従業員数**常勤、正社員、パートタイム、契約、臨時従業員等、及び日雇い労働者数の平均、を含めた製造事業所及び拡張製造事業所(該当の場合)の従業員総数、及び単独リモート支援事業所(該当の場合)の関連従業員数以下該当する事業所ごとにご記入。↓**・製造事業所の従業員総数： 名****・拡張製造事業所の従業員総数： 名****・支援事業所の関連従業員数： 名 ※複数の支援事業所がある場合はその場所ごとに人数をご記入。****・(支援事業所/名前)： 名****・(支援事業所/名前)： 名****従業員総数(上記合計)： 名****※現場における安全要件(審査員に必要となる安全要件をお知らせください。)**[ ]  安全靴 [ ]  安全長靴 [ ]  安全眼鏡 [ ]  耳栓[ ]  その他、又はリスクなど → 詳細明記： |
| **【セクション2】 認証情報** |
| **A. 認証範囲**注記：製品設計(該当の場合)と、製造している製品の説明、及び/又は熱処理などといった製造プロセスサービスの説明のみを含めます。(試験、配送、出荷、営業などといった活動の説明は含めません。)製品設計は、製造事業所以外のリモート支援事業所にて行われている場合でも含めます。(後述の支援機能を参照。)認証範囲の表現例：The design and manufacture of widgets. (ウィジェットの設計及び製造)拡張製造事業所を伴う単一の製造事業所を申請の場合には、両方の製造事業所で生産される自動車製品及び/又はサービスを網羅する認証範囲をご提示ください。**認証範囲をご記入ください。****認証範囲：** **Intertek Use – Review Comments:**  |
| **B. 設計責任**製造している自動車製品の製品設計責任は自社にある。 [ ]  いいえ [ ]  はい製品設計責任については、次の2つのオプションがあります。1. 自社の責任(製造事業所もしくはリモート支援事業所)；外注設計を含む
2. 自動車顧客の責任

製品設計責任あり又は製品設計責任なしについての書面による宣言が必要であり、これには以下の内容を含みます。(セクション10.0を参照)1. 定義された品質マネジメントシステム内に存在する製品設計関連プロセス
2. 自社が製造し、顧客に販売する自動車製品の設計を必要とする、又は必要としない、という顧客との契約

**ここに宣言してください。****宣言：** **Intertek Use – Review Comments:**  |
| **C. 適格性、適合書簡(ルール5.14項を参照)**注記：IATF 16949認証を取得する資格を有するのは、自動車用製品及び自動車を製造し、該当する場合には、設計開発し製造する組織のみである。さらに、その組織は、認証範囲に含まれる自動車生産部品及び/又はサービス部品について、少なくとも12ヶ月間の内部及び外部のパフォーマンスデータを有していなければならない。適合書簡紙は、IATF 16949及びルールの要求事項を満たすプロセスが存在するが、組織が次の理由で認証を取得することができない場合に使用される：1. 製造事業所が非自動車用製品を製造しており、IATF 16949認証を要求する自動車産業顧客の有効な入札リストに載っていることを示すことができる。 [ ]  いいえ [ ]  はい

**「はい」の場合、その証拠を提出してください。(意向書、潜在顧客からの書面による確認など)****メール添付にてご提出ください。**1. 製造事業所が自動車用製品を製造しているが、まだ12ヶ月間の自動車関連の内部及び外部のパフォーマンスデータを蓄積していない。 [ ]  いいえ [ ]  はい
2. 過去3年間の既存又は過去の適合書簡紙がある。 [ ]  いいえ [ ]  はい

**Intertek Use – Review Comments:**  |
| **D. アップグレード(ルール5.4項を参照)**現在、インターテック又は他の審査機関にて、ISO 9001品質マネジメントシステムの認証を取得しており、IATF 16949にアップグレードしたい。 [ ]  いいえ [ ]  はい「はい」の場合、審査機関等をご記入ください。規格名： ISO 9001審査機関名： **また、認証登録証明書のコピーをご提出ください。****Intertek Use – Review Comments:**  |
| **E. 以前に別の審査機関で認証されていた情報(ルール8.7項を参照)**重要：以前のIATF 16949認証に関する情報を開示しなかった場合、法的強制力のある契約違反とみなされ、もしすでに認証されている場合は、その認証登録証明書が取り消され、もしくは移転審査がすでに実施されている場合は、肯定的な認証決定が下されません。認証登録証明書が以前の審査機関によって取り消された。 [ ]  いいえ [ ]  はい認証登録証明書が特別審査にて是正処置の不履行により取り消された。 [ ]  いいえ [ ]  はいIATF 16949認証を受けている、又は以前に受けていた事業所の固有事業所識別子(USI)をご記入ください。USI： 過去6ヶ月間に、ステージ1準備状況評価及び/又はステージ2認証審査で不合格になった。[ ]  いいえ [ ]  はい 「はい」の場合は、その審査報告書をご提出ください。過去12ヶ月間にIATF苦情管理システムを通じて受け取ったパフォーマンス苦情がある。これには、パフォーマンス苦情の状態に関する情報も含む。 [ ]  いいえ [ ]  はい「はい」の場合は、苦情の詳細をご記入ください。 → 詳細：「はい」の場合は、以下の情報を確認し、下記のCの必要な書類をご提出ください。A. 認証登録証明書が、特別審査にて是正処置の有効的ではない実施のために取り消され、特別審査がルール8.1 a), b) の一部として開始された場合、新しい審査機関による初回審査(ルール6.2項を参照) が実施される前に、また別の特別審査を完了しなければならない。その特別審査では、認証登録証明書の取り消しにつながった問題に関連する是正処置の有効的な実施を検証しなければならない。B. その特別審査は、組織が有効的な是正処置を実施する時間を取った後に、新しいIATF承認審査機関によって行わなければならない。C. 組織は、過去3年間の審査サイクルにおけるすべての審査報告書及びすべての不適合の状況を新しい審査機関に提供しなければならない。(ルール7.1を参照)D. 新しい審査機関は、特別審査を実施する前に、提供された審査報告書、すべての指摘事項を確認し、認証登録証明書の取り消しにつながった問題に対するアクション計画を確認しなければならない。E. 特別審査中に、アクション計画が有効的に実施されていないことが判明した場合、特別審査はIATFデータベースに登録され、不合格として表示される。F. 組織は、アクション計画が有効的に実施されたと判断されるまで、再度、特別審査を受けなければならない。G. その後、初回認証審査(ステージ1及び2)に進むことができる。**Intertek Use – Review Comments:**  |
| **F. 関連する法的義務**注意しなければならない法的義務がある。 [ ]  いいえ [ ]  はい「はい」の場合は、内容をご記入。 → 内容:  |
| **G. 審査中に使用される言語**審査中の言語： 日本語、それ以外の場合はその言語をご記入。 → 言語： 審査中に使用される言語を話さない従業員の割合： 審査対象となる可能性のある従業員の言語を特定してください。(経営陣及び現場従業員の言語、例えば、現場に他国からの従業員が多数いる場合や、中国で韓国人管理職、メキシコで日本人管理職といったような本社から上級管理職が任命されている場合など) |
| **H. その他の認証情報**ISO 9001の認証範囲と製造プロセスは、IATF 16949と一致している。 [ ]  いいえ [ ]  はい「いいえ」の場合は、1. ISO 9001の認証範囲を明記。 → 認証範囲： 2. 自動車以外の製品又はサービスにおいて、IATF 16949と異なるシステム及び/又は製造プロセスや活動を特定。(例：製品設計、異なる製造ライン、異なる製造プロセスなど。)→ 明記： **Intertek Use – Review Comments:**  |
| **【セクション3】 全社登録 (ルール第6版1.1c及び5.3項参照)** |
| IATF 16949ルールに従って認証を処理するために必要な特定の事業所情報を収集するため、このセクション全体にご回答ください。また、共に認証を受ける製造事業所ごとに、この情報フォームをご用意・ご記入ください。注記：全社登録は、以下の条件を満たす複数の製造事業所がある場合のみに適用できます。1. 全社登録は、複数の製造事業所が共通の支援事業所とともに一括して審査される場合に適用される。この製造事業所は一括して審査される。 [ ]  いいえ [ ]  はい2. 全社登録は、以下の条件を満たす全社品質マネジメントシステムに基づく複数の製造事業所にのみ適用される。1) 少なくとも2つの製造事業所で構成されていなければならない。これには拡張製造事業所が伴う場合も、伴わない場合もある。これら製造事業所は共通の品質マネジメントシステムの下で運用される。共通の品質マネジメントシステムは、以下の通りでなければならない。1. 中央集権的に規定され、構築され、管理されるプロセスによって確立されること。

[ ]  いいえ [ ]  はい1. 共通の一式のプロセス指標で監視されること。 [ ]  いいえ [ ]  はい
2. IATF 16949認証の対象となる会社構成内のすべての製造事業所及び単独リモート支援事業所の全体で、実質的に同じ方法で実施されること。 [ ]  いいえ [ ]  はい
3. 品質マネジメントシステム文書及び記録のローカライズ(現地用に調整)は、業務指示書/手順書レベルのみで行うこと。 [ ]  いいえ [ ]  はい
4. 内部品質マネジメントシステム監査プログラムを中央集権的に運用管理すること。

[ ]  いいえ [ ]  はい2) 共通の品質マネジメントシステムを明確に定め、構築し、管理する責任を有する品質マネジメントシステム機能が常在する、特定された中央事業所を有していなければならない。[ ]  いいえ [ ]  はい注記：この中央事業所は、組織の「本社」である必要はない。a) すべての事業所、製造、支援機能の品質マネジメントシステムは、IATF 16949に準拠している。[ ]  いいえ [ ]  はい**Intertek Use – Review Comments:**  |
| 中央集権的に管理できる活動には以下のものが含まれます。(該当するものすべてにチェックを入れてください。) |
| 中央集権的な活動： | チェック | 活動が中央集権的に行われる事業所の下記一覧からの番号をご記入 |
| 戦略計画、方針策定 | [ ]  |  |
| 契約内容の確認 | [ ]  |  |
| 購買 | [ ]  |  |
| 教育訓練 | [ ]  |  |
| 設計活動(製品設計及び/又は工程設計) | [ ]  |  |
| マネジメントレビュー | [ ]  |  |
| 内部監査管理 | [ ]  |  |
| **全社登録での審査を実施する事業所一覧**この一覧は、全社登録の設定を適切に評価・完了するためのものとなります。注記：製造事業所ごとに、各事業所の詳細を記載するこのフォームを1部ずつご記入ください。審査日数の計算には、すべてをまとめて処理する必要があります。下記一覧の行は、必要に応じて追加してください。 |
| **1** | **事業所の登録/正式名称：** |  | どちらかにチェック[ ]  製造事業所[ ]  支援事業所 |
| **住所：** |  |
| **2** | **事業所の登録/正式名称：** |  | どちらかにチェック[ ]  製造事業所[ ]  支援事業所 |
| **住所：** |  |
| **3** | **事業所の登録/正式名称：** |  | どちらかにチェック[ ]  製造事業所[ ]  支援事業所 |
| **住所：** |  |
| **4** | **事業所の登録/正式名称：** |  | どちらかにチェック[ ]  製造事業所[ ]  支援事業所 |
| **住所：** |  |
| **5** | **事業所の登録/正式名称：** |  | どちらかにチェック[ ]  製造事業所[ ]  支援事業所 |
| **住所：** |  |
| **【セクション4】 支援機能情報 (ルール第6版5.5項参照)** |
| A. 支援に関して以下の情報をご提供ください。1. 組織の登録/正式名称、 2. 完全な住所、 3. 各支援事業所が提供する支援機能/活動の説明(製品設計、営業、品質システム管理、購買、などの非製造機能)、 4. 各支援事業所で支援機能に関わる従業員の総数(別のIATF審査機関によって審査されている場合も含む)、 5. 支援機能のいずれかが別の審査機関によって審査されているかどうかを明記、 6. 含めるべき支援事業所が多数ある場合は、下記の行を追加するか、又は別途一覧等にてご提出ください。**Intertek Use – Review Comments:**  |
| **1** | **支援事業所/組織の登録/正式名称：** | **日本語：** |  |
| **英語：** |  |
| **住所/漢字：** |  |
| **住所/フリガナ：(市町村等以降、番地以外)** |  |
| **↓すべての支援機能/活動の説明：(本文書のセクション13 にある所定のIATF 記述リストを参照のこと。)****記入例：方針策定、マネジメントレビュー、内部監査管理** |
|  |
| **この製造事業所への支援活動に関わる従業員数：** | 名 |
| この支援事業所/支援機能は、別のIATF審査機関によって審査されている。 [ ]  いいえ [ ]  はい「はい」の場合は、支援事業所/支援機能での不適合の完了報告書を含む、最新の審査計画書及び審査報告書をご提出ください。(この製造事業所との相互作用を審査で検証されているかどうかを確認するために必要。) |
| **2** | **支援事業所/組織の登録/正式名称：** | **日本語：** |  |
| **英語：** |  |
| **住所/漢字：** |  |
| **住所/フリガナ：(市町村等以降、番地以外)** |  |
| **↓すべての支援機能/活動の説明：(本文書のセクション13 にある所定のIATF 記述リストを参照のこと。)****記入例：方針策定、マネジメントレビュー、内部監査管理** |
|  |
| **この製造事業所への支援活動に関わる従業員数：** | 名 |
| この支援事業所/支援機能は、別のIATF審査機関によって審査されている。 [ ]  いいえ [ ]  はい「はい」の場合は、支援事業所/支援機能での不適合の完了報告書を含む、最新の審査計画書及び審査報告書をご提出ください。(この製造事業所との相互作用を審査で検証されているかどうかを確認するために必要。) |
| **3** | **支援事業所/組織の登録/正式名称：** | **日本語：** |  |
| **英語：** |  |
| **住所/漢字：** |  |
| **住所/フリガナ：(市町村等以降、番地以外)** |  |
| **↓すべての支援機能/活動の説明：(本文書のセクション13 にある所定のIATF 記述リストを参照のこと。)****記入例：方針策定、マネジメントレビュー、内部監査管理** |
|  |
| **この製造事業所への支援活動に関わる従業員数：** | 名 |
| この支援事業所/支援機能は、別のIATF審査機関によって審査されている。 [ ]  いいえ [ ]  はい「はい」の場合は、支援事業所/支援機能での不適合の完了報告書を含む、最新の審査計画書及び審査報告書をご提出ください。(この製造事業所との相互作用を審査で検証されているかどうかを確認するために必要。) |
| **4** | **支援事業所/組織の登録/正式名称：** | **日本語：** |  |
| **英語：** |  |
| **住所/漢字：** |  |
| **住所/フリガナ：(市町村等以降、番地以外)** |  |
| **↓すべての支援機能/活動の説明：(本文書のセクション13 にある所定のIATF 記述リストを参照のこと。)****記入例：方針策定、マネジメントレビュー、内部監査管理** |
|  |
| **この製造事業所への支援活動に関わる従業員数：** | 名 |
| この支援事業所/支援機能は、別のIATF審査機関によって審査されている。 [ ]  いいえ [ ]  はい「はい」の場合は、支援事業所/支援機能での不適合の完了報告書を含む、最新の審査計画書及び審査報告書をご提出ください。(この製造事業所との相互作用を審査で検証されているかどうかを確認するために必要。) |
| **5** | **支援事業所/組織の登録/正式名称：** | **日本語：** |  |
| **英語：** |  |
| **住所/漢字：** |  |
| **住所/フリガナ：(市町村等以降、番地以外)** |  |
| **↓すべての支援機能/活動の説明：(本文書のセクション13 にある所定のIATF 記述リストを参照のこと。)****記入例：方針策定、マネジメントレビュー、内部監査管理** |
|  |
| **この製造事業所への支援活動に関わる従業員数：** | 名 |
| この支援事業所/支援機能は、別のIATF審査機関によって審査されている。 [ ]  いいえ [ ]  はい「はい」の場合は、支援事業所/支援機能での不適合の完了報告書を含む、最新の審査計画書及び審査報告書をご提出ください。(この製造事業所との相互作用を審査で検証されているかどうかを確認するために必要。) |
| B. 認証を取得しようとしているこの製造事業所は、認証を取得しようとしている又はすでにIATF 16949の認証を取得している他の事業所に支援を提供している。 [ ]  いいえ [ ]  はい「はい」の場合は、以下の情報を提供してください。(必要に応じて、下記の行を追加するか、又は別途一覧等にてご提出ください。) 提供する支援機能の内容とその対象となる製造事業所をご記入ください。 |
| **1** | 提供先の事業所の登録/正式名称： |  |
| 住所： |  |
| 提供する支援機能/活動の内容： |  |
| その事業所の認証の審査機関名： |  |
| **2** | 提供先の事業所の登録/正式名称： |  |
| 住所： |  |
| 提供する支援機能/活動の内容： |  |
| その事業所の認証の審査機関名： |  |
| C. この製造事業所が、自動車顧客の拠点で、何らかの活動を行っている場合は、以下にご記入ください。例えば、タイヤとホイールの組み立て、塗料の混合と塗布、修理、などのような製造活動やサービス活動。 |
| **1** | 顧客/拠点名： |  |
| 住所： |  |
| 行われている活動内容： |  |
| **2** | 顧客/拠点名： |  |
| 住所： |  |
| 行われている活動内容： |  |
| **【セクション5】 自動車顧客情報**自動車サプライチェーンにおいて、**貴社が直接供給しているすべての顧客 (すべての階層)**を特定してください。 |
| **IATF OEM 顧客名** | **直接顧客か** | **顧客固有要求事項(CSR)の文書名、版番、改訂日をご記入。(該当する場合)** | **IATF OEM顧客専用のサプライヤーコード** |
| BMW | [ ]  はい |  |  |
| Ford | [ ]  はい |  |  |
| Geely Group | [ ]  はい |  |  |
| GM | [ ]  はい |  |  |
| Iveco | [ ]  はい |  |  |
| Jaguar Land Rover (JLR Limited) | [ ]  はい |  |  |
| Mercedes-Benz Group AG | [ ]  はい |  |  |
| Renault Group | [ ]  はい |  |  |
| Stellantis (ex FCA) | [ ]  はい |  |  |
| Stellantis (ex PSA) | [ ]  はい |  |  |
| Volkswagen AG | [ ]  はい |  |  |
| Volvo Group | [ ]  はい |  |  |
| **上記以外の顧客名****(全階層にて)****直接の顧客のみ****(必要に応じて下記の行を追加。)** | **顧客固有要求事項(CSR)の文書名、版番、改訂日をご記入。(該当する場合)** | **サプライヤーコード****(必須ではありません。)** |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| **Intertek Use – Review Comments:**  |
| **【セクション6】 製造プロセス情報 (事業所ごと)**すべての製造プロセスをそのプロセス種類(スタンピング、ロー付け、組み立て、射出成形、メッキ、など)ごとに特定し、また、拡張製造事業所を適用の場合、製造現場ごとの関連シフト情報をご記入ください。 |
| **製造プロセス名****製造事業所ごと****(必要に応じて下記の行を追加するか、又は別途一覧等にてご提出ください。)** | **シフト情報****平日、及び該当する場合は週末の、業務シフト時間(例：7時-15時)を記入し、また、週末シフトの人員が週末専任であるかどうかを下記に示してください。** |
| **シフト1** | **シフト2** | **シフト3** | **シフト4** | **週末1** | **週末2** | **週末3** | **週末4** |
| **場所1/場所名：** |
| 製造プロセス名： | 00時-00時 |  |  |  |  |  |  |  |
| 製造プロセス名： |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 製造プロセス名： |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 製造プロセス名： |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 製造プロセス名： |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **場所2/場所名：** |
| 製造プロセス名： |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 製造プロセス名： |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 製造プロセス名： |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 製造プロセス名： |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 製造プロセス名： |  |  |  |  |  |  |  |  |
| **シフトごとの総人員数：** | 名 | 名 | 名 | 名 | 名 | 名 | 名 | 名 |
| **週末シフトの場合、人員が週末専任かどうかを示してください。****(週末専任ではない場合、平日も勤務があるということ。)** | [ ] いいえ[ ] はい | [ ] いいえ[ ] はい | [ ] いいえ[ ] はい | [ ] いいえ[ ] はい |
| 製造現場が、チームや交代制シフトなどで運営されている場合は、詳細をご記入。詳細： |
| **Intertek Use – Review Comments:**  |
| **【セクション7】 アウトソーシングされたプロセスの情報****(アウトソーシングとは、会社の支援機能ではなく、外部のサプライヤーへのアウトソーシングを意味します。)**OEM要求事項への適合性に影響を与える、製造事業所が使用するすべてのアウトソーシングプロセスを特定してください。(例：設計、製造プロセス－メッキ、溶接などのプロセスを明記してください。) |
| 内容：  |
| プロセスの概要を特定してください。(例：プロセスマップなどのご提出)**Intertek Use – Review Comments:**  |
| **【セクション8】 コンサルティング情報 (ルール第6版6.1.1h項による)** |
| A. 過去2年間にインターテックから貴社へトレーニングやコンサルティングを貴社の拠点で受けたことがある。 [ ]  いいえ [ ]  はい「はい」の場合は、その日付とコース名をご記入。 → 内容：  |
| B. 過去2年間にマネジメントシステム開発においてコンサルタントを利用したことがある。[ ]  いいえ [ ]  はい「はい」の場合は、そのコンサルタントの名前をご記入。 → 名前：  |
| **【セクション9】 お客様の申請内容確認、適切な審査員の割り当て、及びお客様のビジネス目標のサポートのために、以下の情報をご提供ください。** |
| 今回ご提出いただけるものにチェックしてください。[ ]  組織図 (電子データにて)[ ]  組織概要/プロフィール (電子データにて)[ ]  WEBサイトアドレス → アドレス：  |
| 初回審査に向けてマネジメントシステムの準備が整うのはいつ頃を想定か → 日付：年月ごろ |
| **【セクション10】 拡張製造事業所を伴う単一の製造事業所 (ルール第6版1.1b項参照)** |
| 1. 単一の製造事業所(主たる製造事業所としても知られる)でなければならないが、その製造プロセスは、住所の異なる1つ以上の別の事業所(拡張製造事業所)に拡張されており、それらはすべて同じ法人組織の一部である1つの製造事業所として一括で運営管理されている。 | [ ]  いいえ[ ]  はい |
| 2. 拡張製造事業所(EMS)は主たる製造事業所のみから支援を受けているか、又は主たる製造事業所のみに支援を提供していなければならない。 | [ ]  いいえ[ ]  はい |
| 3. 拡張製造事業所は主たる製造事業所から10マイル(16キロメートル)以内に位置しており、かつ自動車での移動時間が60分以内でなければならない。**※正確な距離をご記入 → 距離：**10マイル(16キロメートル)を超えての資格容認は全くありません。 | [ ]  いいえ[ ]  はい |
| 4. 主たる製造事業所及び拡張製造事業所は、単一の品質マネジメントシステムの下で運用しなければならない。(IATF 16949, 4.4.1項参照) | [ ]  いいえ[ ]  はい |
| 5. 拡張製造事業所は、主たる製造事業所と合わせて1つの製造事業所として一括で、主たる製造事業所のマネジメント要員によって運営され、管理されなければならない。ゆえに、拡張製造事業所は主たる製造事業所から独立して、自律的に管理、運営されていてはならない。その際、経営責任及び権限を、当該拡張製造事業所に所在するフロントライン管理(ルール第6版10.0項参照)要員にも、非マネジメント要員にも委譲してはならない。 | [ ]  いいえ[ ]  はい |
| 6. 主たる製造事業所と拡張製造事業所の一括管理及び運営に対するマネジメント要員の積極的な関与が、証拠でもって実証されなければならない。 | [ ]  いいえ[ ]  はい |
| 7. マネジメント要員が拡張製造事業所だけでなく、主たる製造事業所と拡張製造事業所の両方において、責任を有する関連領域の管理及び運営の責任を負う場合、マネジメント要員は拡張製造事業所に所在していてもよい。 | [ ]  いいえ[ ]  はい |
| 8. 拡張製造事業所には、拡張製造事業所の製造プロセスに関する操業上の日々の決定について限定的な意思決定権を有する専任のフロントライン管理要員を配置してもよい。 | [ ]  いいえ[ ]  はい |
| 9. 拡張製造事業所は、非マネジメント要員(例：生産計画策定者、製造エンジニア、施設保全、等)を現地に配置してもよい。これらの要員は拡張製造事業所及び/又は主たる製造事業所を支援するが、他の製造事業所を支援することはない。 | [ ]  いいえ[ ]  はい |
| **「拡張製造事業所を伴う単一の製造事業所」の資格を得るには、上記のすべての質問の回答が「はい」となる必要があります。いずれかの回答が「いいえ」の場合には、「単一の製造事業所」向けのセクション1 a及びbに戻る必要があります。** |
| **資格がある場合は、各拡張製造事業所の住所及び関連情報をご記入ください。****(必要に応じて下記の行を追加するか、又は別途一覧等にてご提出ください。)** |
| **1** | 住所： |  |
| この拡張製造事業所の製品及び/又はサービス、製造プロセスや運用を下欄にご記入ください。必要に応じてセクション6の表もご利用ください。 |
| 製品及び/又はサービス：  |
| 製造プロセス：  |
| 運用など：  |
| シフト情報：  |
| 総従業員数： |
| 拡張製造事業所でサービスを提供する自動車顧客が、主たる製造事業所でサービスを提供する自動車顧客と異なる場合は、その顧客の名前、該当する顧客固有要求事項についての情報を下欄にご記入ください。 |
| 自動車顧客：  |
| 顧客固有要求事項：  |
| **2** | 住所： |  |
| この拡張製造事業所の製品及び/又はサービス、製造プロセスや運用を下欄にご記入ください。必要に応じてセクション6の表もご利用ください。 |
| 製品及び/又はサービス：  |
| 製造プロセス：  |
| 運用など：  |
| シフト情報：  |
| 総従業員数： |
| 拡張製造事業所でサービスを提供する自動車顧客が、主たる製造事業所でサービスを提供する自動車顧客と異なる場合は、その顧客の名前、該当する顧客固有要求事項についての情報を下欄にご記入ください。 |
| 自動車顧客：  |
| 顧客固有要求事項：  |
| **【セクション11】 審査工数削減の申請 – 製造事業所の一部が自動車向け専用の製造現場とされている場合****(ゲート条件 – ルール第6版5.2h項)** |
| ⅰ. 自動車向け製造現場(セクション10.0項参照)は、非自動車向け製造現場から物理的に分離されている。(例：別の建物、自動車向けと非自動車向けのライン/機械間の恒久的な障壁、設備/治工具/生産ラインの共用なし、等) | [ ]  いいえ[ ]  はい |
| ii. 自動車向け製造現場で働く要員は、自動車向け製造現場で業務を行うために訓練されて専従しており、そして非自動車向け要員は自動車向け製造現場で業務を行うことはない。 | [ ]  いいえ[ ]  はい |
| iii. 少なくとも、同じ従業員比率 (自動車向け製造要員数と全製造要員数の比) を支援活動の従業員数に適用しなければならない。 | [ ]  いいえ[ ]  はい |
| すべて「はい」の回答の場合は、承認取得のために記入が必要な申請フォームを、また別途ご記入いただきます。製造事業所の一部が自動車向け専用とされている場合、条件が満たされている場合に限り、その部分の従業員数を最小審査工数決定のために使用することができます。 |
| **Intertek Use – Review Comments:**  |
| **【セクション12】 審査機関移転情報 – 参照情報 (ルール第6版7.1項参照)** |
| 移転審査見積りの作成には、以下の情報のご提出が必要となります。1. IATF 16949の現在取得中の又は以前取得していた認証に関する情報 (以前の審査機関の名称を含む)2. 直近の3年間審査サイクル (又はサイクル途中の場合は直近3年間分)の審査報告書3. 該当する場合は、すべてのリモート支援事業所(RSL)の直近の3年間審査サイクルの審査報告書4. すべての不適合に対する対応が受け容れられた証拠5. IATF 16949の認証状況 (認証取り消し、撤回、発行済み、など)6. IATF 16949の前回審査以降に発生したすべての所在地移転7. 前回審査以降に発生した組織構造や状況に対する重要な変更 (支援事業所の変更や各事業所で実施される関連支援機能の変更を含む)**Intertek Use – Review Comments:**  |
| **注記：ルール第6版7.1項により、条件を満たすことができない場合、審査は新しく初回審査からとみなされ、審査期間はそれに応じて再計算されなければなりません。** |
| **【セクション13】 IATF支援機能一覧 － 参照情報 [ 全35項目 ]** |
| **Aftersales / アフターセールス** | **Policy Making / 方針策定** |
| **Calibration / 校正** | **Production Equipment Development / 生産設備開発** |
| **Contract Review / 契約内容の確認** | **Process Design / 工程設計** |
| **Customer Service / 顧客サービス** | **Product Design / 製品設計** |
| **Continuous Improvement / 継続的改善** | **Purchasing / 購買** |
| **Distribution / 流通・配送** | **Quality System Management / 品質システム管理** |
| **Engineering / エンジニアリング** | **R & D / 研究開発** |
| **Facilities Management / 施設管理** | **Repair / 修理** |
| **Finance / 財務** | **Sales / 営業** |
| **Human Resources / 人事** | **Sequencing / シーケンシング** |
| **Information Technologies / 情報テクノロジー** | **Servicing / サービス提供** |
| **Internal Audit Management / 内部監査管理** | **Strategic Planning / 戦略企画** |
| **Laboratory / 試験所** | **Supplier Management / 供給者管理** |
| **Logistics / 物流** | **Testing / 試験** |
| **Maintenance / 保守・保全** | **Training / 教育訓練** |
| **Management Review / マネジメントレビュー** | **Warehousing / 倉庫保管** |
| **Marketing / マーケティング** | **Warranty Management / 補償管理** |
| **Packaging / 包装・梱包** |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **ご記入者：** |  | **記入日：** | **年月日** |